

Provocative thought*

ニュース・レター (No.004)
2010年3月

Table of contents

研究開発費に関する税軽減措置の公開草案について.....	2
輸入関税の低減に向けたご提案.....	3
投資・事業の整理: 出口戦略(Exit Strategy)に関して	4
セミナーのご案内.....	5
Japanese Service Desk メンバーのご紹介	6
PwC の出版物	7
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List	8

研究開発費に関する税軽減措置の公開草案について

豪州財務省は 2009 年 12 月 18 日、公の協議を行う目的で、研究開発費に関しての税額控除を通じた税軽減措置に関連した規定の公開草案とその説明資料を発表しました。当該公開草案によれば、この新しい研究開発費税額控除制度は、2010 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度に生じた研究開発費用に適用される予定です。この新優遇措置制度は、実際の研究開発費の追加的な所得控除を認める従来の優遇税制に代わる制度となる見込みです。

今回の公開草案は昨年 9 月 18 日に発表された新制度をまとめた諮問文書に準拠するものであり、豪州政府は、新制度の導入に向け、本年早々にも関連法案を国会に提示する予定です。

当該新優遇税制の下では、知的財産権の帰属場所を問わず、特定の条件を満たすことを条件に、多国籍企業の豪州子会社やその恒久的施設(支店など)レベルで研究開発費に関しての税額控除のメリットを享受することが可能となります。草案には政府が以前示唆した以下のような変更点が織り込まれています。

- 45%の研究開発税額控除は、グループ会社全体の年間売上高合計が2000万ドル未満の会社(以下、中小法人)に適用され、実際の法人税額以上の税額控除が認められ、差額は還付される。当該税額控除の割合は、研究開発費1ドルに対し15セント相当(欠損法人の場合には、研究開発費1ドルの支出に対して45セント相当)となる。
- グループ会社全体の年間売上高合計が2000万ドル以上の場合、40%の税額控除が認められるが、中小法人に適用される上記の還付制度の対象外。この場合、税額控除の割合は、1ドルの研究開発費に対して10セント相当となる。
- 「補助的活動(Supporting activities)」に関しては、中核となる研究開発活動を補助することをその支配的目的(Dominant purpose)として実施されることが、新優遇税制適用の条件となる。
- コンピューター・ソフトウェア開発に適用される「multiple sale」ルールが大きく改訂され、ソフトウェアは、2者以上の第三者への提供から直接的に得られる商業的利益の追求という目的も含めた諸目的を有して開発されていなければならない。

今回の公開草案には、これまでイノベーション・サポートに関する政府の公共政策には含まれていなかった、その他の改訂点も盛り込まれています。

- 中核となる研究開発活動は、例をみない目新しい分野への開拓(Novelty)であることやハイレベルの技術的リスクを伴うものでなければならない。
- 登録申請書においては、「中核となる」もしくは「補助的な」研究開発活動の区別の明確化が要求される。
- 旧制度に比べ、(新優遇税制下において)拡大適用される基礎的支出(Feedstock Expenditure)算出メカニズムの導入。
- 新優遇税制の対象とならない研究開発費の範囲の拡大。

本公開草案にはいくつかの新しい概念が含まれていることから、各企業はその事業および研究開発活動に対して新規定を適用する際、十分なガイダンスが必要となるものと考えられます。当法人のR&D専門家を通じ、必要となるサポートの方を是非ご提供させていただければと存じます。

上記の内容に関して、より詳細な情報をご希望される場合やご質問事項等がございましたら、Japan Services Desk の担当者、または当方の貴社担当スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

輸入関税の低減に向けたご提案

輸入業者がオーストラリア国内に物品を輸入する場合、関税の問題を避けて通ることはできません。関税制度の中には各種の関税譲許税率が存在しますが、関税の譲許制度、代替可能な関税分類(Alternative classifications)、自由貿易協定(FTA)などのメリットが最大限生かされておらず、関税上のメリットが十分に享受されていないケースが散見されるのが現状です。

私ども PricewaterhouseCoopers (PwC) は、関税の譲許や慣例に関する豪税関局(Australian Customs Service: ACS)の包括的なデータベースへのアクセス権を有し、輸入品に課せられた過大な関税の事後的還付請求に係るサポート業務を、これまで多くのクライアントの皆様にご提供してまいりました。

「Customs Duty Analyser」のご案内

PwC では、従来より輸入品の関税の過大な支払いがなかったかを調査し、将来の輸入品の関税支払いを最小化することを目的として、「Customs Duty Analyser」という関税関連業務の提供を行なっています。この業務は、関税を過大に支払っていないかどうかについての調査が PwC の事務所において行なわれるため、貴社のご担当者の方への事務負担を強いることなく、ご提供をさせていただくことが可能となっております。

私ども PwC では、この「Customs Duty Analyser」を利用した初期的査定業務を初回のみ無料でご提供させていただいており、基本的には以下の手続きを実施させていただいております。

- ・ ACS より過去の輸入品に関するデータの入手
- ・ 過去に関税の課税対象となった輸入品に関するデータの分析
- ・ 包括的で常に最新の情報を有する PwC 独自のデータベースを利用した、利用可能な関税譲許およびプロセスの確認
- ・ 上記データの分析の結果、関税還付の可能性が判明した場合の、その可能性の評価及び還付税額の見積もりの実施
- ・ 貴社の輸入取引、納付税額及び税還付の可能性に関するレポートの作成

上記の初期的査定業務の結果、関税還付の可能性が認識された場合には、その関税還付のための具体的なアドバイスをご提供させていただいている次第です。

また、上記の業務に加え、追加的な関税アドバイス、貿易(Trade)及び物品税(Excise)の分野に関しましても、以下のサービスを中心に、包括的な観点から納税額の削減が実現可能となるようなアドバイスを、ご提供させていただいております。

関税(Customs)

- ・ 関税譲許通達(Tariff Concession Orders: TCO)やエンハンスト・プロジェクト・スキーム(Enhanced Project By-law Scheme: EPBS)等を含む関税譲許適用申請
- ・ 関税分類サービス

貿易(Trade)

- ・ 自由貿易協定(FTA)についてのアドバイス
- ・ 貿易とサプライ・チェーンに関するアドバイス
- ・ 各種業界の代理人としてのロビー活動、政府との折衝
- ・ 商標(Trademark)に係わるアドバイス
- ・ 輸出助成金や、繊維・衣料・履物・自動車産業に課される関税の期間限定の各種インセンティブの適用申請サポート

物品税(Excise)

- ・ 大規模燃料使用者の(連邦政府による)燃料税額控除 (Fuel Tax Credits) や州政府による燃料補助金(State fuel subsidy entitlements)の最大化を目的としたコンサルティング業務、および関連する適格性評価、申請書作成、燃料監査業務

上記の内容に関して、より詳細な情報をご希望される場合やご質問事項等がございましたら、Japan Services Desk の担当者、または当方の貴社担当スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

投資・事業の整理: 出口戦略(Exit Strategy)に関して

近年の世界的な経済危機により、クロスボーダーの投資は、投資の開始時から撤退までを考慮に入れた、柔軟性を備えたものであることが求められています。

事業から撤退するという意思決定は本社又は地域統括会社で行われ、当地で事業を行う経営者に伝達されるのは、かなり後の段階となることもあります。当地における事業からの撤退を示唆する可能性があるものとしては、以下の事項が挙げられます。

- ・ 現在あるいは長期に渡って損失を計上している
- ・ グループの事業戦略の変更に伴い、当地の事業がグループの核(コア)となる事業領域ではなくなった
- ・ 当地のオペレーションに余剰(不必要)となっている箇所がある
- ・ 本社が財政的な困難に直面し、当地での事業へ十分な資金提供ができない
- ・ 当地における事業の収益性が、グループの要求水準に達していない
- ・ 当地における短期・中期での成長の可能性が限られている

上記の事項に該当するものがあれば、当地での事業から円滑に撤退するためにどういった点に注意が必要であるか、あらかじめ検討しておくことが有益と考えられます。以下に列挙した確認事項は、事業からの撤退時に一般的に起こりうる問題点を確認するためのものです。

確認事項

- ・ 事業リスクの分散あるいはオペレーションの簡素化等の観点から、最適なグループ構成が採用されていると考えられますが、それは事業撤退を難しくするような複雑なグループ構成となっていないですか？
- ・ グループ構成は税務の観点からも撤退に際して適切な形になっていますか？また、資金の回収が税務上最も効率的に行うことができるようになっていますか？
- ・ 顧客からの書面による許可無しに顧客との契約を他に譲渡する権利など、顧客との契約条項は適切に設定されていますか？
- ・ サプライヤーや家主、リース契約の賃貸人との契約は、その契約を他の法的主体へ移転することが可能な契約となっていますか？
- ・ 長期に渡る補償や保証は提供されていませんか？
- ・ 事業の縮小や事業売却、法的主体の登録解除に関連する法令上の規定を理解していますか？
- ・ 銀行との取引契約は最新の状態にアップデートされていますか？また、必要でない会社は相互保証約定(Deed of cross guarantee)や他の融資契約から除外されていますか？
- ・ 顧客及びサプライヤーとの契約、リース契約、土地の権利証書、債務保証契約、保険契約等を含むすべての法的な文書のリストを適切に作成・管理し、必要が生じたときに直ちにこれらの文書を参照することができるようにされていますか？
- ・ 現在係争中のあるいは将来発生しうる潜在的な訴訟案件や損害賠償請求等を含む、すべての偶発債務がリストアップされ、適切に管理されていますか？
- ・ 様々な雇用関連法令を十分に理解していますか？また、雇用を終了したり、従業員を他の組織体へ移転することが可能かどうか検討されていますか？その他の採用可能な選択肢について理解していますか？

- 事業の環境への影響について検討したことがありますか？また、事業撤退の結果として生じる特定の法令による要請、とりわけ事業撤退に伴って必要となる浄化作業について検討されていますか？
- 事業撤退の結果として生じる特定の法令による要請に関連する会計・税務上の規制について調査し、どのような対応が必要か検討しましたか？

事業の成長の機会を最大限に追及することは重要ですが、事業からの撤退が必要となることが無いとは限りません。そのため、上記の確認事項について少し検討されることも有益と考えます。

私どもは、この検討の効果的・効率的実施おける支援に関しての十分な経験を有し、事業からの撤退に関連する諸問題に関して信頼できる解決策を、事業・投資の整理を検討されているクライアントに対し提示させていただいております。十分に検討された撤退戦略を実行することによって、発生する関連コストの低減も可能になるものと考えられます。当地における事業活動が何らかの理由でグローバルな投資戦略と合致しなくなった場合には、是非私どもまでご連絡いただければ幸いと存じます。

上記の内容に関して、より詳細な情報をご希望される場合やご質問事項等がございましたら、Japan Services Desk の担当者、または当方の貴社担当スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

<次回は、今年 5 月 11 日(火)に公表予定の 2010/2011 年豪州連邦政府予算案に関しての速報を予定しています。>

セミナーのご案内

移転価格税制に関するセミナーを下記の日程で開催いたします。後日ご招待のメールをお送りさせていただきます。

Sydney

Tuesday, 13 April 2010 - 6:00 – 8.00pm

PricewaterhouseCoopers, Darling Park, 201 Sussex Street, Sydney

Melbourne

Wednesday, 14 April 2010 - 5:45 – 7:30pm

PricewaterhouseCoopers, Freshwater Place, 2 Southbank Boulevard, Southbank

Perth

Thursday 15 April, 3:00pm – 5:30pm

PricewaterhouseCoopers, Level 19 QV1 Building, 250 St Georges Terrace, Perth WA 6000

上記セミナーに関して、ご質問等がございましたら、下記スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

藤田 聡子 Email: satoko.fujita@au.pwc.com
Phone: (02) 8266 2874

Japanese Service Desk メンバーのご紹介



経歴： 福島県出身。2000年10月に中央青山監査法人に入所し、約7年間監査業務に従事。主たるクライアントの所属インダストリーは、化学・物流・サービサー・繊維卸売・小売等。監査業務に従事する傍ら、IPOクライアントへの短期調査業務、内部統制構築のコンサルティング、組織再編時の会計処理・税務処理に関するアドバイス、英文財務諸表作成支援等に関与。2007年9月にPwCアドバイザリーに入社し、主としてクロスボーダーデールの財務デューデリジェンス業務に従事。主なプロジェクトとしては、大手電子機器メーカーによる合併会社設立に関するデューデリジェンス支援、欧米系ファンドによる大手アパレルメーカーへの第三者割当出資時のデューデリジェンス支援等がある。2010年3月よりオーストラリアに出向、シドニーオフィスのジャパンサービスデスクのメンバー。

会川 徹
Toru Aikawa
シニア アカウンタント
(コンタクト先巻末参照)

1 分間インタビュー

オーストラリアに来ることになったきっかけは？

前任者の三宅が2年間の出向期間を終え、日本に帰国することになりました。その後任として選ばれたのがきっかけです。日本とオーストラリアは、経済において相互に深い補完関係を持ち、近年は両国間のM&Aがとて多くなっています。このような中で、両国間のトランザクションにおいて適切なアドバイスを提供できるようにがんばりたいと思っています。

実際にオーストラリアに住んでみて感じたことは？

オーストラリアに来てみて、日差しの強さにすごく驚きました。刺す様な日差しの中で、家探しや子供の学校探しのために、長時間歩き回った結果、大分日焼けをしてしまいました。

オフタイムには何をしようと思っていますか？

日本では、夏は海あるいはスイミングプール、冬はスキーに行っていました。あまり家にいることはなく、妻と2人の子供を連れてショッピングモールに出かけたり、新しくできたレストランに行って食事を楽しんだりしていました。オーストラリアでも、日本にいた時と同じように外に出ているいろいろなことを楽しみたいと思っています。

最近1年間で、一番嬉しかった事は？

子供たちが、彼らが通っているスイミングスクールで、幼稚園児以下の最高ランクであるクジラクラスに昇進したことです

地球最後の日、自分の手元にA\$100あったとしたら、それをどう使いますか。

お札の肖像画を自分の写真に替えて、妻と子供たちと遊ぶと思います

タイムマシンがあったとしたら、どうしますか。

100年後/200年後の世界に行って、世界がどうなっているかを見たいです。

最後に一言

日本とオーストラリアの違いを知り、楽しめるように頑張ります。皆様からのお世話をいただくことが多々あろうかと思いますが、何卒よろしくお願いたします

PwC の出版物



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRS に関する初歩的な事項を IFRS に関する初歩的な事項を Q&A 形式でとりあげ、IFRS の会計処理や IFRS 導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS
国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRS によって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方に IFRS への理解・関心をもっていただけるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較 (英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるよう作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)		
Sydney Office Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	 <p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	 <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>
	Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)		
	 <p>Senior Accountant Toru Aikawa (会川 徹) +61 (2) 8266 0462 toru.a.aikawa@au.pwc.com</p>		

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)
Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)  <p>Senior Manager Haruo Nire (榎 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>  <p>Manager Daisuke Shibata (柴田 大輔) +61 (3) 8603 5186 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。